

第6章 環境保健

第1節 水俣病対策

1 「水俣病」とは

水俣病は、昭和31年5月に、熊本県水俣市で患者が確認されたのが公式発見とされています。

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起こった、四肢末梢優位の感覚障害、運動失調、視野狭窄、難聴を主要症状とする中毒性中枢神経系疾患です。原因物質は、メチル水銀化合物で、新日本窒素水俣工場（現在のチッソ（株）水俣工場）のアセトアルデヒド製造設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内のプランクトン等を汚染し、食物連鎖を通じて魚介類の体内に濃縮蓄積され、その魚介類を地域住民が摂取することによって生じたものであるとされています。

2 水俣病対策の概要

水俣病の発生は、昭和31年の公式発見から今日まで深刻かつ重要な問題であり、本県ではこの水俣病対策を県政の重要課題として、被害者の迅速な救済を図るため、検診・審査体制の拡充強化、認定申請者に対する医療救済等の対策を進めるとともに、水俣病としては認定されていないものの、水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対する医療費等の支給や、水俣病発生地域の住民に対する健康診査等を内容とする水俣病総合対策事業を実施してきました。

水俣病問題については、平成7年12月15日に閣議了解された政府解決策に基づき、患者団体と原因企業との間で協定が締結されるとともに、訴訟取下げにより大多数の裁判が終結したため、社会的紛争は少なくなっていました。しかし、平成16年10月15日の水俣病関西訴訟の最高裁判決を契機に認定申請が急増したことから、保健手帳の申請受付の再開等の対策が図られることになりました。

また、新たな被害者救済策については、平成21年3月から4月にかけて与野党それぞれの法案が国会に提出されました。

（その後、与野党による協議の結果、両法案が取り下げられ、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が新たに提出されて、平成21年7月に可決成立したところです。）

3 水俣病認定申請・審査・処分の状況

公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、水俣病認定申請者に対する検診、疫学調査等を実施した後、この結果をもとに「水俣病であるか否か」について鹿児島県公害健康被害認定審査会に諮問し、認定審査会の答申を経て水俣病の認定等の処分を行います。（表6-1）

なお、平成17年3月25日以降、認定審査会委員の委嘱ができない状況にあります。（平成20年度に公害健康被害補償不服審査会により知事が行った棄却処分の取消裁決がなされたことに伴い臨時的に認定審査会を開催）

表6-1 本県のこれまでの認定申請・処分等の状況

（平成21年3月末現在）

申請総数	処分済		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
	491 (168)	3,551	4	2,600
6,646	4,042		2,604	

（注）1 （ ）内は生存者で再掲

2 申請総数は取下げ等を除いてあります。

4 不服申立

認定申請に係る知事の処分に不服のある者は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、その処分を行った知事に対して異議申立をすることができ、さらに、異議申立によって知事が行った処分に対して不服がある者は、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることができます。（表 6－2）

表 6－2 不服申立状況（平成20年度）

区 分		異議申立	審査請求
件 数	継続	0	23
	新規	0	0
処 分	却下	0	0
	取消	0	1
	棄却	0	4
取下		0	0
未処分		0	18

5 訴訟

(1) 係属中の訴訟

平成20年度末現在における係属中の訴訟で本県を被告とするものではなく、本県以外を被告とするものは、認定申請棄却処分等に関する訴訟が 3 件、損害賠償請求訴訟が 3 件の計 6 件となっています。（表 6－3）

表 6－3 訴訟状況（平成20年度）

内 容	被 告	請 求 内 容
抗告訴訟	熊本県	・ 県の水俣病認定申請棄却処分の取消し ・ 認定義務付け
	国，熊本県	・ 県の水俣病認定申請棄却処分の取消し ・ 国の審査請求棄却処分取消し ・ 認定義務付け
	熊本県	・ 県が放置したことの違法確認（不作為の違法確認） ・ 認定義務付け
損害賠償	チッソ・国・熊本県	・ 患者 1 人あたり 850 万円
	チッソ・国・熊本県	・ 患者 1 人あたり 850 万円
請求訴訟	チッソ・国・熊本県	・ 患者 1 人あたり 1,600 万円（うち 1 人は 1 億円）

(2) 既に終結した訴訟

水俣病にり患したことによる被害に対する損害賠償請求訴訟については、平成 7 年の水俣病問題の政府解決策を受け、それぞれ原告側から取下げがなされましたが、水俣病関西訴訟は継続し、平成16年10月15日に原告勝訴の判決がなされました。

水俣病認定業務の遅れで精神的苦痛を受けたとして、国，熊本県に対して提起された不作為に対する損害賠償請求訴訟は、平成13年に原告敗訴の判決がなされました。

また、本県知事が行った水俣病認定申請棄却処分の取消しを求める抗告訴訟については、平成 9 年に原告勝訴の判決がなされました。

6 補償

認定審査会の審査を経て水俣病として認定された場合は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく補償又は「患者団体とチッソ(株)との補償協定」に基づく補償のいずれかの補償を受けることができます。

《患者団体とチッソ(株)との補償交渉の経過》

患者団体とチッソ(株)との最初の補償交渉は、熊本県知事等による「水俣病紛争調停委員会」の斡旋により行われ、昭和34年12月に当時の患者全員との間で見舞金契約が成立しました。

次いで、昭和43年9月、政府の水俣病の統一見解の発表により水俣病がチッソ(株)の工場廃水に起因することが明確になったため第2回目の交渉が行われ、水俣病補償処理委員会の斡旋により、一般に和解派と呼ばれる一部の患者との契約が昭和45年5月に成立しました。しかし、この斡旋の「確認書」をめぐり斡旋に応じない一部の患者は、昭和44年6月熊本地裁に訴えを起こし(第1次訴訟派)、ここに当時患者が組織していた水俣病患者家庭互助会は2派に分かれました。

さらに、昭和48年3月には第1次訴訟の判決が熊本地裁であり、また、同年4月には公害紛争処理法に基づく水俣病補償調停委員会に調停依頼の申請を行っている一部の者との調停が成立し、それぞれ新たな補償額が決定されました。

これらの状況の変化に伴い、全患者との第3回目の補償交渉が開始され、環境庁長官等の斡旋により昭和48年12月25日に交渉が妥結し、補償協定書の調印が昭和48年7月9日付けで患者各派代表者によってなされました。

7 公害保健福祉事業

「公害健康被害の補償等に関する法律」が昭和49年9月1日から施行されたことに伴い、同法に基づき水俣病認定者の保健福祉事業を実施しています。

この事業は、環境大臣の承認を受けて県が事業を実施していますが、事業費用の4分の3は独立行政法人環境再生保全機構(国4分の1、汚染原因者4分の2)が負担することとなっています。

本県では、出水保健所の保健師による在宅患者の家庭療養指導を実施しています。

8 公害医療研究事業

水俣病要観察者等治療研究事業

水俣病について医療研究を行うとともに患者の医療救済を目的に、水俣病認定申請者のうち経過観察を要する者等に対して、その者の認定申請に係る疾病の治療等に要した経費の一部を助成しています。

平成20年度の給付実績は表6-4のとおりとなっています。

表6-4 給付実績 (平成20年度)

【答申保留者】

(単位: 件, 円)

区 分	研究治療費	研究治療手当	介添手当	はり・きゅう・ マッサージ施術 療 養 費	計
延給付件数	184	370	0	0	554
給付金額	462,488	185,000	0	0	647,488

【申請後6か月以上経過者】

区 分	研究治療費	はり・きゅう 施術療養費	計
延給付件数	45,463	1,195	46,658
給付金額	202,917,826	1,716,050	204,633,876